

平成29年 第8回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年8月29日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 新館 2階 2-2会議室

3. 出席委員 9名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士
委 員	1番	大 津 雄 司
	3番	姫 野 康 二
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	6番	麻 生 俊之輔
	7番	二ノ宮 政 広
	8番	安 部 義 浩
	9番	江 藤 国 子
	10番	小 野 惠美子

4. 欠席委員 4番 坂 本 成 一
5番 高 田 英

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議 事
 - ① 農地法第5条の規定による許可取消の報告
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の審議
 - ③ 農地法第4条の規定による許可申請の審議
 - ④ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議
 - ⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議
 - ⑥ 非農地判断の審議
 - ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定・所有権移転）の審議
 - ⑧ 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）の審議
- (4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主幹 長田瑞穂

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成29年第8回由布市農業委員会総会を開会いたします。
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 1番 大津 雄司 委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第5条の規定による許可の取り消しの報告について」

(議案第1号 1件)

議長

日程第1 農地法第5条の規定による許可の取り消しの報告について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第5条の規定による許可の取り消しの報告について、議案朗読説明。

議長

議案 1号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2号 1件)

議長

日程第2 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、1件あります。事務局

より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。
議案2号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議長

それでは議案2号について、議席番号7番 二ノ宮政広委員より説明の方をお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

この件につきまして、渡人は体調がかなり不良でございます。また受け人は親戚で農業をやりたいということで、トラクターとコンバイン、田植え機を持っております。11号議案と関連して5,608㎡あります。ご審議をお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第3号～4号 2件)

議長

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案3号について、議席番号6番 麻生 俊之輔委員より説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

資料3ページから5ページです。始末書もあります。申請人は76才で、高校の教師をしていましたが退職され、現在病気で倒れて農業ができない状態ですが、プレハブ倉庫を建てて近くの工事会社に資材置き場として貸していたのですけれども、追認ですが隣地の同意もあり、排水も問題なく、周辺農地に与える影響はないと思われまますのでご審議をよろしくお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案 4号について、議席番号11番 大塚 弘士 委員より説明の方をお願いします。

11番 大塚 弘士 委員

6ページからになっています。水田のほうも住宅を建てるところより下は支障はありません。排水も使用している方々に了承をいただきまして、地図上の下にあります大川のほうによくなかたちですので以上ありません。近隣についても同意をいただいていますので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第5号 1件)

議 長

日程第4 農地法5条の規定による貸借権設定の許可申請につきましては、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案 5号について、議席番号9番 江藤 国子 委員より説明の方をお願いします。

9番 江藤 国子 委員

貸人と借人は親子の関係で、貸人は怪我をして車椅子の生活になっております。今はアパートの2階に住んでいるんですけども、2階まで上がるのは大変だということで実家に帰って貸人と一緒に暮らそうとなりまして、今回住宅を建てることになりました。侵入路等を考えたら、敷地内に家が入りきらなかったのが、隣の貸人が持っていた農地を転用して家を建てようということになりました。川に挟まれて孤立した土地ですので特に支障はないと思われれます。よろしくをお願いします。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第6号～9号 4件)

議 長

日程第5 農地法5条の規定による所有権移転の許可申請につきましては、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案6号について、説明を議席番号4番 坂本 成一 委員ですが、本日欠席ですので、事務局より説明の方をお願いします。

事務局

図面は14ページからになります。受人の自宅から近い農地です。渡人は由布市におりませんので、農地の管理に困っている状況です。受人は県道の拡幅で一部とられて分筆をしたということです。倉庫用地とありますが、主な使用目的は農業用倉庫です。作業スペースと機械置き場を揃えるということです。問題はないと思います。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案7号について、議席番号6番 麻生 俊之輔委員より説明をお願いします。

6番 麻生 俊之輔委員

資料は18ページから22ページになります。渡人はお父さんから土地を相続したのですが、足が悪く農業ができない状態で草刈り等の保全管理のみをしていた農地でありました。受人は天神山でパーマ屋をしていましたけども、震災で店も被災し、長い間道も通行止めになっていた関係上、この土地に店舗を計画したいということで今回のような申請になりました。この第2種農地でありますし、問題はないと思います。ご審議お願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案7号について、議席番号3番 姫野 康二委員ですが、都合により事務局にお願いします。

事務局

22ページからになります。きれいな区画の条件のいい農地です。過去に補助整備をされた農地ということになります。基本1種農地は転用不許可の農地であります。農振を外すことが難しい状況の農地なんですけど、実はここは、以前より農振が外れていたという状況がありまして、今回の申請にいたっております。農地法では集落に接続して少しずつ染み出し的に住居等が広がっていく場合は1種農地であっても許可をしてよいという考え方になりますので、今回はその要件にのるということになりま

す。 渡人と受人はおばあちゃんとお孫さんという関係です。横の家に3世代で暮らしております。受人も結婚しており、手狭になったため家を建てたいということでした。1種の許可要件は満たしていると思います。以上です。

議 長
質疑はありませんか。

1番 大津 雄司 委員
周辺部は農振がかかっているんですね。ここが外れた経緯がわかりますか。

事 務 局
うちもずいぶん遡っていつ外れたのか調べてみたんですが、残っている資料に出てこないんです。湯布院町の農振の計画見直しのときにすでに外れていたのか、途中で外すということは無理なんで、大きな見直しがあったときに外れている状況だったと思います。申し訳ないのですが、遡ってみたのですが今ある資料では確認できませんでした。

1番 大津 雄司 委員
農振をもう一回かけ直すということはできないのですか。

事 務 局
平成21年に農振を見直したときに本当だったらここは入れておくべきだったんです。ただ農地法の改正前にうちが行った関係でごたごたして外れたままになっていたんです。ただ今回、1種農地なので県とも色々とやり取りした中で、農振も2、3年後に見直すという計画があるようなので、そのときにはここを編入しなさいという県からの指導がありました。次回の農振の見直しではここは多分編入されます。現時点で外れていること自体がおかしいというのが県の見解です。由布市もそうです。そこまでのあいだに、ここにくっついている農振が外れている農地に家を建てたいという話があれば、止めようがないんですけど。見直しまではやむなしという状況なんです。見直しのときにここを入れてしまえば、転用がでてくるということはありません。今回は、3世帯で住んでいる方が隣に建てたいという状況でしたので県に相談してみました。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長
それでは議案9号についても3番 姫野 康二委員ですが、都合によりまた事務局にお願いします。

事 務 局
26ページからになります。先ほどの申請のすぐ近くですが、3種農地です。渡人は由布市におりません。この農地も管理のみお願いしているそうです。受人が湯布院のどこかにということで宅地を探していたところ、ハウスメーカーの仲介によってこの土地を見つけたという状況のようです。許可要件的には問題ないのですが、姫野農

業委員さんも心配されていたのですが、都市計画区域内ですので宅地にするときに接道を最低限4mというかたちがあるのですが、接道が狭すぎるので、建築確認がとれるかどうかということを確認しました。28ページにあるように既存の道が2.8mしかありません。ただ、既存の道のセンターから開発の土地を2mバックして開発すれば、将来的に相手方のほうも2m下げさせるので4mの道を確保するという状況をつくれば、建築確認がとれるという状況のようです。そこで2mセットバックして宅地を利用していくということで折り合いがついているという状況のようです。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案第10号 1件)

議 長

日程第6 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

事務局、補足説明はありませんか。

事 務 局

32ページの写真で判断してください。全体の状況は雑木等、スズ竹などが生えているこういう状況になっています。以上です。

議 長

それでは、採決いたします。

議案10号について、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について(貸借権・所有権移転)」

(議案第号11~13号 3件)

議 長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(貸借権・所有権移転)、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について(貸借権・所有権移転) 議案朗読説明。

議 長

議案 1 1 号について、説明があればお願いします。

事 務 局

議案 1 1 号につきましては、3 条申請との関連がございます。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、案件について、承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 1 2 号について、説明があればお願いします。

事 務 局

議案 1 2 号につきましては、中間管理事業を使つての貸借となります。貸付人の 4 名の方が一度公社のほうに貸し付けをするという状況を基盤強化で結ぶというかたちになっております。機構のほうから配分をするのですが、その分については次の議案ということになっております。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、案件について、承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 1 3 号について、説明があればお願いします。

事 務 局

この分につきましては農地の売買事業の関係になっております。以前の総会で一度公社のほうに譲り渡すという議案を提案して承認されており、公社から所有権移転をすませております。今回公社から譲受人に所有権移転するというかたちの集積計画の提案でございます。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件について、承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

■ 日程 第 8 「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」

(議案第 1 4 ~ 1 6 号 3 件)

議 長

日程 第 8 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について、3 件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第8 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について、議案朗読説明。

議長

それでは、議案14、15、16号について質疑があればお願いします。

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見を求めます。

(ありません。)

それでは、この案件について、意見なしということで答申してよい委員の挙手を求めます。


挙手多数により、意見なしとして答申します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議長 縣 次男 
委員 大津雄司 